

柏市入札契約暴力団対策措置要領

制定 平成26年12月18日

施行 平成26年12月18日

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する売買，賃貸借，請負その他の契約（以下「本市契約」という。）に関し、柏市暴力団排除条例（平成24年柏市条例第4号。以下「条例」という。）第9条の措置等を講じるに当たり、法令等に特別な定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 有資格業者 柏市財務規則（昭和59年柏市規則第4号）第124条第2項の業者登録システムに登録された者をいう。

(2) 下請業者等 本市契約の履行の全部若しくは一部を請け負う下請業者（二次以下の下請業者を含む。）又は本市契約の履行に関して資材，原材料等を供給等をする第三者をいう。

(3) 有資格業者等 有資格業者その他本市契約を締結する又は締結する見込みのあるもの及び下請業者等をいう。

(管轄署への照会)

第3条 市長は、市の区域を管轄する警察署（以下「管轄署」という。）以外の機関等から有資格業者等が別表左欄に掲げる要件（以下「措置要件」という。）に該当する旨の情報の提供があったとき又は必要と認めるときは、条例第9条第2項及び管轄署と締結した「暴力団排除措置等を講ずるための連携に関する協定書」の規定により管轄署への照会により事実確認を行うものとする。

2 前項の照会の方法は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要し、かつ、文書を作成する暇がないときは、電話により照会し、その後速やかに遅延の理由を付して照会文書を管轄署へ送

達するものとする。

(入札からの排除等)

第4条 市長は、入札又は見積もり合わせを行うに際し、契約の締結前に、これらの入札又は見積もり合わせに参加する有資格業者等が措置要件に該当するもの（以下「不適格該当者」という。）と認められるときは、当該有資格業者等に対し、入札参加資格、入札若しくは見積もり合わせの参加業者の指名又は落札に係る決定の取消しを行うとともに、指名排除措置を行う旨及び別表右欄に掲げる指名排除の期間（以下「指名排除期間」という。）を決定し、速やかに別記第1号様式により通知するものとする。

2 前項の規定は、入札若しくは見積もり合わせに参加する共同企業体又は官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「共同企業体等」という。）であって、その構成員に不適格該当者を含むものについて準用する。

(指名排除等)

第5条 市長は、前条に定めるもののほか、有資格業者等が不適格該当者であると認められるときは、指名排除措置を行う旨及び指名排除期間を決定し、当該有資格業者等に対し、その旨を速やかに別記第2号様式により通知するものとする。

2 前項の規定は、共同企業体等であって、その構成員に不適格該当者を含むものについて準用する。

3 市長は、指名排除措置を行ったときは、一般競争入札を行うに際し、当該指名排除に係る有資格業者の入札参加資格を認めてはならない。

4 市長は、指名排除措置を行ったときは、指名競争入札を行うに際し、当該指名排除に係る有資格業者を指名してはならない。

(指名排除の解除)

第6条 市長は、第4条並びに第5条第1項及び第2項の規定により通知した指名排除期間が経過したと認めるときは、当該有資格業者等について指名排除措置を解除するものとする。

2 前項の規定により解除する旨の決定をしたときは、不適格該当者であったものに対し、その旨を速やかに別記第3号様式により通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方とすることはできない。

(1) 第4条並びに第5条第1項及び第2項の規定により指名排除期間中の有資格業者等

(2) 前号に掲げるもののほか、共同企業体等であって、その構成員に前号に規定する者を含むもの

(下請負等の制限)

第8条 市長は、本市契約の相手方(以下「受注者」という。)に対し、当該受注者の下請業者等が不適格該当者であるときは、条例第9条第3項の規定により直ちに当該下請業者等との契約の解除その他の改善措置を講じるよう要請するものとする。

(各所属長への通知)

第9条 契約課長は、第4条、第5条第1項及び第2項並びに第6条第2項の規定による通知を送付したときは、各所属長に対し、その旨を速やかに別記第4号様式により通知するものとする。

(妨害又は不当要求の際の措置)

第10条 市長は、受注者又は下請業者等が、暴力団又は暴力団員から契約の履行に係る妨害又は不当要求を受けたときは、市長へ報告を求めるとともに、管轄署への被害届の提出を指導しなければならない。この場合において、市長は、当該受注者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、下請業者等が暴力団又は暴力団員から契約の履行に係る妨害又は不当要求を受けたときは、当該下請業者等が受注者へ速やかに報告を行うよう、受注者に指導を求めものとする。

(契約の解除)

第11条 市長は、受注者(構成員のいずれかが不適格該当者である共同企業体等を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、本市契約を解除することができる。

(1) 不適格該当者であると認められるとき。

(2) 下請業者等が不適格該当者であることを知りながら、当該下請業者等と契約を締結したと認められるとき。

(3) 第8条の規定による改善措置の要請に従わないとき。

(市関係機関への協力要請)

第12条 市長は、第4条、第5条第1項及び第2項並びに第6条第2項の規定による通知を送付したときは、柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）第6条の関係機関及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたものをいう。）に対し、速やかに情報を提供するとともに、市と同様の措置を講じるよう要請するものとする。

(市以外の関係機関への協力要請)

第13条 市長は、この要領に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁その他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年12月18日から施行する。

(柏市建設工事等暴力団対策措置要領の廃止)

2 柏市建設工事等暴力団対策措置要領（平成11年11月1日制定）は、廃止する。

別表（第3条第1項）

措 置 要 件	期 間
<p>1 有資格業者等の役員等（有資格業者等が個人である場合にはその者を，有資格業者等が法人その他の団体である場合にはその役員，その支店の代表者又は常時契約を締結する事務所，営業所その他これらに類するものの代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき又は暴力団若しくは暴力団員が有資格業者等の経営に実質的に関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月を経過し，かつ，当該措置要件に該当しないと市長が認めるときまで</p>
<p>2 有資格業者等の役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月を経過し，かつ，当該措置要件に該当しないと市長が認めるときまで</p>
<p>3 有資格業者等の役員等が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し，又は関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月を経過し，かつ，当該措置要件に該当しないと市長が認めるときまで</p>
<p>4 有資格業者等の役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月を経過し，かつ，当該措置要件に該当しないと市長が認めるときまで</p>
<p>5 有資格業者等の役員等が，暴力団若しくは暴力団員であること又は上記の措置要件に該当することを知りながら，これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月を経過し，かつ，当該措置要件に該当しないと市長が認めるときまで</p>

(別記 第1号様式)

柏財契第 号
令和 年 月 日

商号

代表者名

様

柏市長

印

入札等からの排除措置について（通知）

貴社が柏市入札契約暴力団対策措置要領に規定する排除措置に該当したことは誠に遺憾であり、下記のとおり措置を実施するのでその内容を通知する。

記

- 1 入札及び見積もり合わせからの排除理由
柏市入札契約暴力団対策措置要領第4条第 項及び別表第 項による（該当となる措置要件を記載）
- 2 入札及び見積もり合わせからの排除措置
令和 年 月 日公告
〇〇 第 号（案件名を記載）
（入札参加資格取消し・指名の取消し・落札決定の取消し）
- 3 排除措置の効果
 - (1) 入札及び見積もり合わせからの排除
令和 年 月 日から 月を経過し、かつ、排除原因となった措置要件に該当しないと認める日まで
 - (2) その他
入札及び見積もり合わせからの排除期間中は、貴社以外の者と本市が契約を締結する案件に関する下請（二次以下の下請である場合を含む。）等の契約を締結することはできない。

(別記 第2号様式)

柏財契第 号
令和 年 月 日

商号

代表者名

様

柏市長

印

排除措置について（通知）

貴社が柏市入札契約暴力団対策措置要領に規定する排除措置に該当したことは誠に遺憾であり、下記のとおり措置を実施するのでその内容を通知する。

記

1 排除措置の理由

柏市入札契約暴力団対策措置要領第5条第 項及び別表第 項による（該当となる措置要件を記載）

2 排除措置の期間

令和 年 月 日から 月を経過し、かつ、排除原因となった措置要件に該当しないと認める日まで

3 排除措置の効果

「2 排除措置の期間」に定める期間中は、本市が執行する入札及び見積もり合わせに参加できないほか、貴社以外の者と本市が契約を締結する案件に関する下請（二次以下の下請である場合を含む。）等の契約を締結することはできない。

(別記 第3号様式)

柏財契第 号
令和 年 月 日

商号

代表者名

様

柏市長

印

排除措置の解除について（通知）

令和 年 月 日付け柏財契第 号にて通知した排除措置について、当該措置要件に該当しないこととなったことが確認されたため、柏市入札契約暴力団対策措置要領第6条第2項の規定により排除措置の解除を決定した旨通知します。

柏財契第 号
令和 年 月 日

各所属長 様

財政部長

排除措置 (の解除) について (通知)

下記の業者について、柏市入札契約暴力団対策措置要領に基づき排除の措置を (解除) しましたので通知します。

(なお、排除措置の期間中は、下記事業者との契約行為 (下請等の契約を含む。) が一切できませんので、御留意ください。)

記

1 対象事業者名

(法人名)

(法人所在)

(代表者名)

2 排除措置の期間

令和 年 月 日から 月を経過し、かつ、排除原因となった措置要件に該当しないと認める日まで

(2 排除措置の解除日)

(令和 年 月 日)

3 排除措置の理由

柏市入札契約暴力団対策措置要領第 条第 項及び別表第 項による